

# 未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査業務

## 2 背景・目的

京都は、悠久の歴史と伝統文化に培われた世界でも有数の歴史都市であるとともに、多彩な大学や研究機関の立地、伝統産業を背景として、世界規模で事業展開する企業が集積するものづくり都市である。

しかしながら、本市では、市内企業の事業拡大や、新たに京都市内へ進出を希望する企業のニーズに十分応えるための用地が不足している状況にある。また未来の京都の発展を見据えて、経済を牽引する学術研究・先端産業等（以下「学術研究等」という。）産業集積のあり方を検討し、それに伴う用地を創出することが必要である。

本業務は、本市における学術研究等産業集積のあり方や、用地創出の手法等の検討を行うことを目的とする。

## 3 委託業務内容

### (1) 企業のニーズ調査

京都市を含む関西圏内に本社及び拠点を置く、「日本標準産業分類」（総務省）に基づく製造業、情報通信業、運輸業、学術研究などを中心に、京都市内への立地意向等の把握を目的としたアンケート調査の実施、回答結果の分析及び取りまとめ等を行う。

- ・調査対象企業の抽出（調査対象：約 5,000 社）

（調査対象企業の選定については、本市と協議のうえ決定する。）

- ・アンケート調査の企画、設計、実施

（規模、希望エリア、条件（接道要件、地価等）などのアンケート項目については、本市と協議のうえ決定する。）

- ・調査結果に基づく分析及び必要に応じた企業ヒアリングの実施

（本社、研究所、工場等の用途、製造業等の業種ごとのニーズの類型化等）

### (2) 調査・分析、研究業務

#### ア 学術研究等産業集積のあり方の検討

(ア) 本市の地域特性及び立地特性を調査し、分析すること。

(イ) 社会経済・産業構造の変化、技術革新の動向を把握すること。

(ウ) 近隣地域等との比較による本市産業の特性・優位性を評価・分析すること。

(エ) 上記(ア)～(ウ)を踏まえて、本市に最も適した学術研究等産業集積のあり方、立地形態について検討すること。

#### イ 学術研究等用地の創出の手法の検討

- (ア) 全国における用地創出の先進事例とメリット・デメリットの整理を行うこと。
- (イ) 実施主体の検討を行うこと。
- (ウ) 実現性の高い事業手法を検討すること。
- (エ) 上記アで検討した産業集積に必要な要件の設定（立地，規模，交通インフラ等）を行うこと。
- (オ) 実現に向けた課題整理と対策の検討を行うこと。  
（本市における上位計画，関連計画との整理）  
上記(ア)～(オ)を踏まえて，本市における学術研究等用地を創出するための手法について提案すること。

※ ア，イの検討に当たっては，学識者や有識者の知見を幅広く活用することとし，企画提案書にはその効果的な手法についても提案すること。

※ 3(2)の検討に当たっては，3(1)の企業のニーズ調査の結果や，短期的・中長期的な視点も踏まえること。

#### (3) 報告書の提出

3(2)の調査・分析，研究に係る検討結果については，報告書にとりまとめ本市に提出する。

### 4 受託候補者に求める資格（応募資格要件）

受託候補者は，事業者若しくは学識者，又は双方から成るグループとする。

#### (1) 複数の事業者・学識者がグループで参加する場合の要件

- ・構成事業者又は学識者のうち，1者が代表として本市に届け出ることとし，本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表者が行うこと。
- ・単独事業者・学識者が，他のグループの構成者として参加することはできない。

#### (2) 単独事業者・学識者及びグループに共通する要件

- ・事業者にあつては，本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止中期間中でないこと。
- ・学識者にあつては，大学（短期大学，大学院を含む）に所属する専任教員であること。

### 5 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月20日（火）までとする。

### 6 成果物

- (1) 報告書（A4両面，カラー）20冊
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し，又は作成した資料
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

## 7 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、受託者は、提案内容を順守するものとし、具体的な進め方については、適宜本市と協議を行い、本市の指示に従うこと。
- (2) 業務遂行に当たり必要となる資料については、本市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、本業務委託終了後に返却するとともに、情報の取扱いに十分注意すること。
- (3) 業務の進捗状況について、本市に適宜報告を行うこと。報告に当たっては、市役所で行う場合を除き、打合せ場所を確保すること。
- (4) 国の経済成長戦略や地方創生推進の動向、直近の社会経済動向、本市の各種計画との整合性を考慮すること。

## 8 特記事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。